

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 6 号

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成28年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>（県税の課税免除）</p> <p>第 2 条 法第 5 条第18項の規定により同条第 1 項に規定する地域再生計画（同条第 4 項第 5 号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成32年 3 月 31 日までの間に、法第17条の 2 第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日まで（同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第10条第 8 項第 5 号</u>に規定する中小事業者、同法第42条の 4 <u>第 8 項第 6 号</u>に規定する中小企業者及び同法第68条の 9 <u>第 8 項第 5 号</u>に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）（法第17条の 2 第 1 項第 1 号に</p> | <p>（県税の課税免除）</p> <p>第 2 条 法第 5 条第18項の規定により同条第 1 項に規定する地域再生計画（同条第 4 項第 5 号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、法第17条の 2 第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日まで（同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第10条第 7 項第 6 号</u>に規定する中小事業者、同法第42条の 4 <u>第 8 項第 7 号</u>に規定する中小企業者及び同法第68条の 9 <u>第 8 項第 6 号</u>に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）（法第17条の 2 第 1 項第 1 号に</p> |

掲げる事業に係るものに限る。以下この条において同じ。)を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。

(1)～(4) [略]

(県税の不均一課税)

第3条 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特別償却設備(同条第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。以下この条において同じ。)を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。)の当該県税の税率に関する規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。

(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

掲げる事業に係るものに限る。以下この条において同じ。)を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。

(1)～(4) [略]

(県税の不均一課税)

第3条 公示日から令和2年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特別償却設備(同条第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。以下この条において同じ。)を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。)の当該県税の税率に関する規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。

(1)・(2) [略]